日常生活用具有効活用事業の流れ

☆寄付者の方へ

- (1) 用具周知申込書(様式第1号)を作成していただきます。 用具周知審査回答書(様式第1号-1、様式1号-2)にて、用具周知の可否回答を受けます。(リユース面の不都合により、周知不可となる場合があります。)
- (2) 用具周知が可能な場合は、十和田市社会福祉協議会ホームページ上で、用具の画像が市民へ周知されます。(周知期間は3か月です。)
- (3) 用具を使用したい方がいた場合、十和田市社会福祉協議会から連絡をします。
- (4) 用具の引き渡しは、寄付者と使用者の相互間で行っていただきます。なお、引き渡しに要する費用が発生する場合は、使用者の負担としています。寄付者が負担する費用は一切ありません。※用具引き渡しのために、使用者と連絡先を共有していただきます。

☆使用者の方へ

- (1) 十和田市社会福祉協議会のホームページ上から、使用したい用具がある場合、 用具使用申込書(様式第2号)にて、作成していただきます。
- (2)使用申し出があることについて、十和田市社会福祉協議会から寄付者へ連絡をします。
- (3) 用具の引き取り日時について、使用者から寄付者へ連絡し調整してください。 引き取りの日時が決まりましたら、十和田市社会福祉協議会へご連絡をお願 いします。
- (4) 用具の引き取りは、使用者と寄付者の相互間で行っていただきます。なお、引き取りに要する費用が発生する場合は、使用者の負担としています。 これ以外に使用者が負担する費用は一切ありません。 ※用具の引き取りのために、寄付者と連絡先を共有していただきます。

◎お願い

連絡の際は、必ず寄付者へ謝意をお伝えください。また、用具搬出の際は、 細心の注意を払い、家屋等の破損・汚損のないようにしてください。 (万が一、事故・トラブルが発生しても本会で責任は負いかねます。)

~ 連 絡 先 ~

社会福祉 十和田市社会福祉協議会

〒034-0011 十和田市稲生町18-33 市民交流プラザ「トワーレ」内

電話:23-2992